

評価結果報告書

適用基準:

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」
平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

評価対象施設名称	下新倉みどり保育園					運営主体	社会福祉法人翠生会								
定員	60	人	年齢別 定員	0歳 6	1歳 8	2歳 10	3歳 12	4歳 12	5歳 12						
代表者氏名/役職	園長	小澤 紀代枝					職員数	18	人	うち常勤 保育士	13	人	その他	5	人
施設所在地	埼玉県和光市下新倉5-13-10							TEL/FAX	048-451-6433 / 048-451-6402						
								e-mail	simoniikura@midori-hoiku-wako.jp						

評価機関名称	特定非営利活動法人 福祉総合評価機構											
評価担当者氏名	大江 恵子			小出 正治			橋元 洋					
利用者調査実施期間	20 年 12 月 15 日			～			20 年 12 月 26 日					
施設自己評価 実施期間	20 年 12 月 4 日			～			20 年 12 月 26 日					
訪問調査実施日	21 年 2 月 5 日											
評価結果合議実施日	21 年 3 月 17 日						評価結果提出日			21 年 3 月 31 日		

貴園について実施いたしました第三者評価業務につきまして、その評価結果を別添の通りまとめさせていただきましたので、ご検収下さいませ。

貴法人よりご報告いただきました当園の評価結果につきまして、報告書を受理し、内容に同意いたしました。

21 年 3 月 31 日

年 月 日

社会福祉法人翠生会

御中

施設名

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

印

代表者氏名

印

- 日々の生活の中で、職員がさまざまな楽器を使用して歌を歌ったりする等、身近に音楽に親しむ環境を配慮するとともに、0歳児より発達に応じてリズム遊びを計画的に実施し、さまざまな楽器に触れる機会を設け、表現する楽しさを味わえる環境を整えています。
- 3歳以上児よりクッキング活動を実施、皮むきから切る活動まで、段階をふみながら子ども達が調理を楽しむ機会を設けています。また、季節の野菜を栽培したり、お米作りを苗植えから収穫、脱穀までを経験するとともに、お米を炊く様子を観察した後、おにぎりにして食すなど、一連の流れを体験する中で食への関心を深める、さまざまな取り組みを行っています。
- 配慮が必要な子どもの支援等に向け、市による年2回の巡回相談とは別に、法人で臨床心理士に委嘱し、週1回の来園による助言・指導の他、保護者からの質問にも対応しています。さらに市内の各保育園の保育士や保護者を対象とした講演で講師を務めるなど、単に園の一機能としてではなく、積極的な地域への専門性の発揮にも努めています。
- 食物アレルギーには、医師の指示書、及び、保護者から提出された「給食個別対応申請書」「除去食希望申請書」等によって個別の対応内容を把握するだけでなく、食材を詳細に記した「除去食予定献立表」の保護者による事前の確認も行っています。さらに年度当初には「保育園給食個別対応について」によって全園児を対象とした調査も行うなど、的確な対応に向けた積極的な取り組みが見られます。

さらなる向上に向けて改善が望まれる点(評価結果をふまえた総合的な課題)

- 各指導計画を作成し、保育を実践していますが、年間指導計画における、各月・各期の達成状況などをふまえた進捗確認、発達の個人差が著しい1歳以上児における個別配慮の計画のあり方など、PDCAサイクルをふまえた保育実践や一人ひとりの発達をふまえた個別の支援をさらに推進する上で、課題も散見されていることから、今後のさらなる取り組みを期待します。
- 守秘義務等の遵守・徹底に関しては、「保育マニュアル」への明記や入職時の誓約書提出など、一定の取り組みを行っていますが、連絡帳や「生活チェック表」など、保育現場で日常的に管理・活用する一部の書類に関しては、個人情報やプライバシーの保護の見地から、運用のルールの精査と徹底、利用の目的やルールに関する保護者との意思確認について、さらなる取り組みや検討を期待します。
- 地域に向けた施設機能の還元については、今のところそのニーズの把握も含め、積極的には行っていない状況であるものと考えられます。園としての考え方や予算・職員体制など運営上の制約もある中で、保育園に期待される子育て拠点としての役割をふまえ、さらなる取り組みの可能性を探ることも検討されてはいかがでしょうか。

評価結果報告書	施設名称 下新倉みどり保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	--

I 発達援助の基本			
I-1 理念・方針の明文化と整合性、自己評価			
<p>I-1-1(1) 保育所の保育理念及び基本方針が明文化されている。(42)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育理念及びその理念に基づいた保育サービス提供の基本方針がいずれも明文化されている。</p> <p>b) 保育理念及び保育サービス提供の基本方針がいずれも明文化されている。</p> <p>c) 保育理念及び保育サービス提供の基本方針のいずれかが明文化されている。</p> <p>d) 保育理念と保育サービス提供の基本方針のいずれも明文化されていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 248 1090 544">評価</td> <td data-bbox="1090 248 1182 544">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>I-1-1(2) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。(1)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。</p> <p>b) 保育計画は、保育の基本方針に基づき作成されているが、地域の実態や保護者の意向等は考慮されていない。</p> <p>c) 保育計画が、保育の基本方針に基づいていない。</p> <p>d) 保育計画が作成されていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 544 1090 879">評価</td> <td data-bbox="1090 544 1182 879">b</td> </tr> </table>	評価	b
評価	b		
<p>I-1-6) 保育理念や基本方針を職員、保護者、関係者に周知するための取り組みを行っている。(43)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育理念及び基本方針について、職員や保護者だけでなく、地域の住民や関係機関なども対象に含め、周知を図るための取り組みを行っている。</p> <p>b) 保育理念及び基本方針について、職員や保護者に周知するための取り組みを行っているが、地域の住民、関係機関などには、その周知を図るための取り組みを行っていない。</p> <p>c) 保育理念および基本方針について、職員に周知を図る取り組みを行っているが、保護者、関係者には行っていない。</p> <p>d) 保育理念及び基本方針を職員、保護者、関係者いずれにも周知するための取り組みを行っていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 879 1090 1182">評価</td> <td data-bbox="1090 879 1182 1182">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>「みんなの笑顔いっぱい」「豊かな心・からだ・生きる力をそだてる」という保育理念を根本として、園目標・保育目標と基本方針が定められており、保育理念・園目標・保育目標は市作成の保育園案内と園パンフレットに記載されている他、園入口ホールなどに掲示がなされ、入園者向けの「入園のしおり」には左記3点を基本方針が掲載されている。また基本方針の一部は4月の園便りにも掲載されている。保護者には入園時の説明会でも伝えていたこと。内部では行事に対する考え方などについて、園と保護者とのさらなる共通理解が必要との認識を持っており、21年度はこれら理念・方針など園の考え方について、より周知を図っていきたい意向があるとの説明があった。職員への周知については上記に加え、休憩室での掲示の他には採用時に説明しているとのことである。市こども福祉課にパンフレットが常備されている他、市及び法人のホームページに保育理念・園目標・保育目標を掲載して、周知を図っている。</p>
<p>保育計画は今年度までは保育所保育指針に示される発達指標に則って作成されている状況で、来年度からの指針改訂をふまえ、指針で求められる保育課程を現在作成しているところである。保護者の意向や地域の実態をふまえ、園としての保育課程が編成され、保育実践に活用されていくことが期待される。</p>
<p>保育理念・園目標・保育目標の地域・関係機関等への周知については、現状では主に入園を目的とした方々向けの場所・媒体(市役所・ホームページ等)の活用にとどまっている感は否めず、より積極的な取り組みにより、地域の園に対する認知や地域における園の存在価値を高めていくことも検討を期待したい。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
<p>・21年度から指針で求められた園の発育課程を作成した。各年齢の年間指導計画や個別指導計画を作成し、より細やかな配慮を行っている。</p>
<p>・地域に園の方針や行事の取り組み等の紹介、案内に力を入れていくことを検討している。</p>

I 発達援助の基本		
I-1 理念・方針の明文化と整合性、自己評価		
I-1-1(3) 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。(2) 【判断基準】 a) 定期的に指導計画の評価を行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。 b) - c) 定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果が指導計画に反映されていない。 d) 定期的な指導計画の評価を行っていない。	評価	b
I-1-1(4) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。(45) 【判断基準】 a) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。 b) - c) 保育の内容について、定期的に自己評価を行っているが、職員参加が図られていない。 d) 保育の内容について、定期的に自己評価を行っていない。	評価	a
I-1-1(5) 保育の質の向上や改善のための取り組みを、職員参加により行っている。(44) 【判断基準】 a) 定例会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行って、結果が次の計画に反映されている。 b) 定例会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っている。 c) 定例会議を含め、年間を通じて職員から意見を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を聞くための場を設けているが、それを踏まえて、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っていない。 d) 定例会議を含め、保育の質の向上や改善に関し、職員からの意見を聞いていない。	評価	a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
保育所保育指針に示される発達の姿に基づき、年間・月間の各指導計画を作成しており、各クラスで話し合った内容をまとめた月間指導計画を月末に職員が提出するしくみになっている。また月間指導計画では毎日の活動も立案されており、保護者に配付するとともに、各クラスにも掲示している。また計画が変更された場合には赤線で変更点を記載している。ただし、年間指導計画においては、期ごとの評価反省等は実施していないため、今後は各月・各期の達成状況などをふまえ、年間指導計画の評価反省をより細やかに行うことを期待したい。
6月に「保育内容自己評価チェック」として、乳児・幼児それぞれのグループで各職員が所定の項目について自己評価を行い、それをもとに検討し合う取り組みを行っている。項目は市販の書籍をもとに構成されている。20年度内に再度実施したいと考えているとのことである。また別に各職員に「自己評価表」により出勤状況・保育計画・保育実践・子どもとの関係・保護者との関係・職員との関係の6項目・24項目に関して自己評価を行い、園長・主任が本人と面談を行っての認識の確認や助言・指導を行う機会を設けている。
行政や関係団体が行う子どもの発達や保健衛生、保育所保育指針改定などの研修に職員が参加し、参加後の報告書や資料を職員が回覧し、成果の共有を図って資質の向上につなげている。回覧については閲覧後に確認印を押す仕組みとしている。おたのしみ会や運動会など園の主要行事の終了後には保護者からアンケートで感想を聞くとともに、職員からもアンケートで意見を募っている。また会議録等の記録からは確認ができないが、それをもとに話し合いを行っており、次の改善につなげているとのことであり、実際の改善事例についても口頭で説明があった。

評価結果をふまえた園のコメント
・保育所保育指針に基づき、書類の見直しをし、21年度4月より改めた指導計画等を使用して、年間指導計画の評価反省等を実施している。

評価結果報告書	施設名称 下新倉みどり保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
----------------	-----------------------	------	--

I 発達援助の基本		
I-2 保育のための環境		
<p>I-2-1(1) 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。(12)</p> <p>【判断基準】 ア 採光に配慮している。 イ 換気に配慮している。 ウ 各部屋に湿温計などがあり、温度・湿度に配慮している。 エ 手洗い場、トイレは、保育中も時折清掃し、不快なおいがないようにしている。 オ 寝具の消毒や乾燥を定期的に行っている。 カ 屋外の砂場や遊具の衛生面に配慮している。</p> <p>【総合判断基準】 a.よく整備されている。 b.概ね整備されている。c.整備が不十分である。 d.整備されていない。</p>	評価	a
<p>I-2-1(3) 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。(13)</p> <p>【判断基準】 ア 子どもが不安になった時などいつでも応じられるように、保育者が身近にいる。【0~2歳児】 イ 一人一人の子どもがくつろいだり落ち着ける場所がある。 ウ 眠くなった時に安心して眠ることができる空間が確保されている。【0~1歳児】 エ 食事のための空間が確保されている。 オ 季節にあわせてインテリアが工夫されている。 カ 音楽や保育者の声など、音に配慮している。 キ 屋外での活動の場が確保されている。</p> <p>【総合判断基準】 a.よい取り組みが行われている。 b.概ね取り組みが行われている。c.取り組みが不十分である。 d.取り組みが行われていない。</p>		
<p>I-2-1(4) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(23)</p> <p>【判断基準】 ア 好きなことをしてくつろげる空間や遊具がある。 イ 長時間保育を受ける子どもに夕食や軽食が提供されている。 ウ 一人一人の子どもに要求に応じて、抱いたり、声をかけるなど、ゆったりと接している。 エ 異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。 オ 子どもの状況について、職員間の引継ぎを適切に行っている。</p> <p>【総合判断基準】 a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p>	評価	a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>毎朝「安全チェック表」にて園内外の状況を確認し、安全面への配慮を行っている。また温度湿度計を各クラスに設置し、午睡時を含め適時確認をするともに、加湿器を設置し、湿度の配慮している。安全への配慮として、加湿器の設置場所には赤テープを貼り、園児が触らないように約束している。また全保育室に床暖房を設置し、裸足で過ごすことができるよう配慮している。寝具の消毒や乾燥は毎月1回業者による乾燥を実施しており、布団は年1回新しいものに交換し使用する。清掃に関しては業者に委託して衛生管理に努めている。屋外の砂場にはビニールシートを敷き、毎週末には砂場消毒を行っている。乳児室の玩具に関しては適時消毒を行っているとのことである。使用したブロックも毎日消毒を行っているとのことであるが、今後は記録の確認をとり、実施の履歴や状況を確認に管理する仕組みの構築を期待したい。</p>
<p>1・2歳児の部屋では活動と食事スペースを別にして、食事後に午睡へと導くことができるように配慮している。3歳以上児に関しても、3・4歳児が合同で食事を行い、午睡準備を行う等工夫している。2階ペランダでは3歳未満児が遊べるスペースを確保している。また園外活動で近隣の公園に出かけたり、園庭で活動を行う等、計画的に実践している。なお散歩に出かける時には水分補給のために家庭より水筒を持参してもらっている。各部屋の壁には子ども達の作品が飾られている他、お誕生日の子どもの紹介を行っている。玄関ホールには絵本や積み木を設置している他、送迎時に保護者と一緒に絵本を読んだり、3歳未満児の子ども達が日中に使用したりする等、フリースペースとして活用されている。</p>
<p>延長保育は18時からとなっており、各クラスの在籍人数が多い時間帯は各クラスで過ごし、18時を目安に年中クラスの部屋にて異年齢児保育の形態に移行する。乳児については、12月までは安全や環境に配慮し、そのままのクラスで過ごす配慮を行っている。延長保育の部屋には、お絵かき、粘土などのコーナーが設けられており、保育士の見守りや援助の中、自由に過ごせる環境が整えられており、軽食の提供(18:30)も希望申込により実施している。情報伝達のために毎朝の朝礼を行い、情報の共有を図り、「連絡ノート」に記録されて職員に周知され、さらに17時の運営職員申し送りでは日中の状況を加え、情報の伝達に漏れがないようにしている。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
<p>・21年度より、安全チェック表に砂場消毒や消毒液交換のチェック欄を追加し、実施の確認を確実にできるようにした。</p>

評価結果報告書	施設名称 下新倉みどり保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	--

I 発達援助の基本	
I-2 保育のための環境	
I-2-2 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。(52)	
【判断基準】	
a) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルがあり、適切に実施されている。	
b) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルまたは確立された手順によって、概ね適切に実施されている。	
c) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルはあるが、適切に実施されていない。	
d) 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施されておらず、そのためのマニュアルもない。	
評価	b

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>調理業務は外部業者に委託しており、厨房はその事業者が従事者の衛生点検・作業中の衛生点検・作業中の衛生管理などについて定めた「食品衛生管理マニュアル(ルール編、知識編で構成)」にしたがって管理運営されており、園もこれらのことを把握している。日々の衛生管理については、事業者が定める「調理業務完了確認報告書」に挙げる詳細な項目(調理器具、冷凍・冷蔵庫等の洗浄消毒、調理室、下処理室等の清掃など)に従って、事業者従業員によって実施され、毎日、園に報告されている。</p>
<p>保育に係る事項については「保育室衛生管理マニュアル」が整備されており、保育士の日常的な配慮、実践事項(手洗い、消毒、清潔など)、園児の日常的な健康管理、生活習慣(つめ、手洗い、タオル)、給食や調理保育時の衛生管理、プール使用時の留意事項、洗濯機の用途別使用などを定め、係る事項として環境衛生に使用する薬剤の特定、用法を明示し、場所(保育室、トイレ、調乳室、沐浴室・シャワー・浴室等)、状況(汚物・吐物、おもらし等)に応じた消毒方法などについても具体的に定め、職員に周知して実施している。今後は衛生管理の総合的な状況把握を図るために、業務委託している清掃についての実施状況と内容の記録整備を期待する。</p>
<p>園が定めるマニュアルの内容については、クラス会議・職員会議で共通理解を図る取り組みが行われており、マニュアルの見直しについては、年度ごと、あるいは必要に応じ、職員会議に諮り、実施している。ただし、一部で子どもの使用するコップの共用が見られた点については、感染症予防など衛生面の観点から、園としての検証を期待したい。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
<p>・H21年4月1日より、委託している清掃業務の実施状況と内容を、毎日記録提出してもらい、確認をしている。</p>
<p>・水分補給用のコップについては、使用后、消毒液に入れることで対応してみるが、スペースの問題等があるので、今後は幼児クラスは、個人コップ使用にする等検討中である。</p>

I 発達援助の基本		
I-2 保育のための環境		
I-2-5) 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。(16)		
【判断基準】 ア 子どもが発達段階に即した玩具や遊具が用意されている。 イ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ウ 好きな遊びができるコーナーが用意されている。 エ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。		
評価	a	
【総合判断基準】 a.環境がよく整備されている。 b.概ね整備されている。c.整備が不十分である。 d.整備されていない。		
I-2-6) さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。(18)		
【判断基準】 ア 子どもが自由に歌ったり、踊ったりする場面がみられる。 イ さまざまな楽器を楽しめるようになっている。 ウ クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材を子どもたちが自分で使えるように用意されている。 エ 子ども作品が保育に活かされたり、工夫して飾られたりするなど、大切に扱われている。 オ 身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。 カ 絵本の読みかせや紙芝居などを積極的に取り入れている。		
評価	a	
【総合判断基準】 a.よく配慮されている。 b.どちらかといえば配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
朝夕の自由時間では、3歳未満児では棚に設置している玩具やままごと・絵本を出して遊びを展開しているとともに、3歳以上児ではお絵かき・粘土・積み木・ブロック等、やりたい活動を子どもに聞き、各クラスや異年齢合同で遊んだりしている。夕方の時間帯は合同保育を実施、ブロックや製作等のコーナーを設置して行ったり、自由に好きな活動を行ったりしているとのことである。朝のお集まりでは、ピアノに合わせて歌を歌ったり、夕方のお集まりでは職員がギターを演奏して子ども達と一緒に歌を歌ったりする等、さまざまな楽器に親しみ、歌を楽しむ機会を設けている。
リズム遊びは0歳児よりスキンシップを目的に実施し、年齢に応じた内容を計画的に実施している。また楽器遊びに関しても、0歳児より手作りおもちゃを振って遊ぶことから始まり、年長児はカスタネット・鈴・タンバリン・トライアングル等を使用して合奏を楽しみ、3・4歳児に披露したり、今年度はお楽しみ会として保護者に手話や合奏、パーカッション等の披露をするなどしている。今後は発達の見直しをもった計画の策定を行い、年齢に即した計画及び実践がなされることを期待したい。子どもの作品は全クラスに掲示しているが、月1~2回程度掲示物を変更し、保護者にも観てもらおう機会としている。絵本の読み聞かせや紙芝居等は、保育中や午睡前、降園前や活動の合間に行っており、年長児には本の貸し出しをしている他、4歳児にも後半期には行うこととしている。

評価結果をふまえた園のコメント

I 発達援助の基本			
I-3 保育サービス(ベーシック)			
<p>I-3-(1) 身近な自然や社会と関われるような取り組みがされている。(17)</p> <p>【判断基準】 ア 子どもが身近に動植物に接する機会をつくっている。 イ 園庭や散歩で拾ってきた葉や木の実など、季節感のある素材を活用している。 ウ 散歩などで地域の人たちに接する機会をつくっている。 エ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</p> <p>【総合判断基準】 a.よく取り組みがなされている。 b.概ね取り組みがなされている。 c.取り組みが不十分である。 d.取り組みがなされていない。 (ア・イについては地域性を考慮し、施設の状況に応じた取り組みがなされていれば可とする)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 252 1093 584">評価</td> <td data-bbox="1093 252 1182 584">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>I-3-(2) 遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している。(19)</p> <p>【判断基準】 ア 子ども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをしている。 イ けんかの場面では、危険のないように注意しながら、子どもたち同士で解決するように援助している。 ウ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 エ 当番活動などが日常生活の中で行われている。 オ 異年齢の子どもの交流が行われている。</p> <p>【総合判断基準】 a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。 c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 584 1093 880">評価</td> <td data-bbox="1093 584 1182 880">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>散歩や園庭遊びを多く取り入れ、年齢ごとに計画的に実施、さまざまな自然に触れる機会を設けている。またオウムを飼育している家へ3歳以上児が見に行ったり、お別れ遠足では3歳以上児が家庭よりおにぎりを持参し、公園や近隣の土手に出かけ、食事を楽しみながら交流を深める機会としている。年長児は市内巡回バスに乗って市内他園に出かけ、年長児同士の交流を深めたり、学童の運動会に参加したりする機会も設けており、その他、全園児にて近くの児童館に出向き、運動遊びとして竹馬やぼっくり等、園では体験できない遊具を活用して保育を実践している。また隣接の高齢者施設と月1回の交流を持つ他、近隣の高齢者施設の行事に参加して、お年寄りとの交流を深めている。お散歩マップは玄関先に掲示し、保護者にも知らせている。</p>
<p>異年齢交流は日々の生活の中でクラスを超えて合同で遊んだり、行事に向けて年上の子に年下の子の面倒を見てもらう等を行う他、年長児は当番活動の一環として、午睡後に乳児の着替えや片付けの手伝いを行い、一緒におやつを食べる等、さまざまな交流の機会を設けている。当番活動は3歳以上児より実施、2歳児に関しては年明けより当番のバッジをつけて徐々に当番活動実施に向けた意識づけを行っていくとのことである。当番の日はそれぞれが職員の手伝いを行う他、年長児はエプロンと三角巾を着用し、配膳の手伝いをする等、年齢に応じた内容を行っている。</p>

評価結果をふまえた園のコメント

I 発達援助の基本			
I-3 保育サービス(ベーシック)			
<p>I-3-3) 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。(20)</p> <p>【判断基準】 ア 子どもが、自分の意見を保育者などの大人にはっきり言うことができるよう配慮している。 イ 子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。 ウ 一人一人の子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てよう努めている。 エ 子どもの人権への配慮や互いを尊重する心を育てるための具体的な取り組みを行っている。 オ 子どもの権利擁護に関する研修等に職員が参加している。</p> <p>【総合判断基準】 a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。 c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p>	<table border="1" style="background-color: #e0ffe0;"> <tr> <td style="text-align: center;">評価</td> <td style="font-size: 2em; text-align: center;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>I-3-4) 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。(21)</p> <p>【判断基準】 ア 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないための配慮について、マニュアルや会議などを通じ、職員間での意思統一が図られている。 イ 子どもの態度や服装、遊び方などについて、性差への先入観による固定的な対応をしていない。 ウ 育児、家事、介護などについて、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識などを植え付けないよう配慮している。 エ 職業について、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識などを植え付けないよう配慮している。</p> <p>【総合判断基準】 a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。 c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p>	<table border="1" style="background-color: #e0ffe0;"> <tr> <td style="text-align: center;">評価</td> <td style="font-size: 2em; text-align: center;">b</td> </tr> </table>	評価	b
評価	b		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>帰りの会で4・5歳児は当番が今日一日楽しかったことを発表し、他の子からの質問を受ける等、みんなの前で発表する機会を設けている。外国籍の子に関しては、宗教上の配慮等が必要な場合は個別に対応している。市が実施している「和光市心の教育推進活動」の中で、「あいさつ運動」として地域の人への積極的な挨拶や子ども達への啓発等を行っている。園の「保育マニュアル」には「日常保育での配慮」として、「子どもの人権を尊重して、名前を呼び捨て、差別用語、プライドを傷つける言葉の暴力等には気をつける。また、無意識に使っていないか、職員間で確認しよう」と明記している。同マニュアルに関しては休憩室及び事務室・各クラスに設置し、いつでも職員が目を通すことができるようになっている。また市内保育園研修「園児や保護者に対してのよりよい言葉かけ」に出席し、職員会議にて報告をしているのことであるが、研修報告を行った記録は確認できなかった。今後は職員への周知を徹底するためにも、会議録の取り方を検討されたい。</p> <p>性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないための取り組みとして、男女の区別なく、マフラーを手編みで製作し、お楽しみ会の際に完成した作品を首に巻き、自ら紹介し手話の披露を行っている。また人権や性差についての話し合いを職員会議等で行い、個々の子どもの状況に関して入園前面接にて把握し、その対応について話し合いを行い周知しているとのことであるが、記録としては残されておらず、組織としての認識共有のあり方が明確には確認できなかった。今後は職員間の共有や事後の参照などの観点から、記録のあり方について検討が望まれる。今後とも性差に関する園としての考え方をより深め、具体的な保育実践に活かしていくための積極的な取り組みを期待したい。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修報告会議も記録し、全職員への周知を徹底できるように実施することとした。 ・ H21年度より、入園前面接当日に職員会議を行い、全職員の認識を共有できるようにし、各委員ごとのノートを作り、記録することとした。

I 発達援助の基本			
I-3 保育サービス(ベーシック)			
I-3-5 食事を楽しむことができる工夫をしている。(11)			
<p>【判断基準】 ア 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。 イ 食器の材質や形などに配慮している。 ウ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。 エ 子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。 オ 子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。 カ 時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫がある。 キ おやつは、手作りを心がけている。ク 旬のものや季節感のある食材やメニューを取り入れている。 ケ 嗜好や喫食状況に基づき食事内容を改善している。 コ 子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。 サ 子どもが配膳や後片づけなどに参加できるよう配慮している。 シ 調理作業をしている場面を子どもたちがみたり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。</p> <p>【総合判断基準】a.よく工夫をしている。 b.概ね工夫をしている。 c.工夫はしているが、不十分である。 d.工夫をしていない。 (コについては、地域性により実施が困難である場合は、不適合であってもカウントする必要はない)</p>	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">評価</td> <td style="text-align: center; width: 50%; font-size: 2em;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>3歳以上児より調理保育を実施、カレーライス作りでは、導入としてカレーライスを作る工程のビデオを視聴し、3歳児は野菜洗い、4歳児は皮むき、4・5歳児が切る活動を行う等、年齢に応じて調理の経験を行い、3歳以上児が会食している。またサツマイモ掘りで収穫したサツマイモを使用して年長児はスイートポテトに挑戦、3・4歳児は、イモ巾着作りを行っている。栽培に関しては年長児はミニトマト・ナス・ピーマンをプランターにて育て、収穫したものをおやつにて食している。またお米作りを苗植えから経験、収穫・脱穀を行い、厨房にてご飯を炊く様子を観察するとともに、ふりかけを作り、できあがったご飯をおにぎりにして食べる等、一連の流れを経験し、食への関心を深める機会としている。また「パックドッグ」作りにも挑戦、牛乳パックの中にソーセージをはさんだパンを入れ、アルミホイルでくるみ加熱してホットドッグを作っている。この行事には地域の人も参加し、地域との交流の機会ともしている。21年度は食育年間計画を作成をするとのことであり、今後はさらに計画的に実践され、より保育と運動して子どもの発達に資する、充実した食育への取り組みがなされることを期待したい。</p> <p>献立を作成するにあたって、野菜を多く採り入れた和食中心のメニューで薄味を心がけ、乳児は脂っぽくならないよう、幼児はポリウムのあるものを採り入れる等、年齢に応じて配慮している。月1回給食会議を実施、乳幼児から代表者と厨房関係者及び園長もしくは主任が出席し、献立の状況や来月の献立内容に関して話し合いを行うとともに、行事のメニュー内容に関して話し合っている。おやつに関してはほとんど手作りで提供している。行事食では、季節に応じた内容で、飾り付けや献立内容に工夫し、行事を楽しむ内容にしている。3月には年長児がリクエストしたメニューを採り入れ、食事が楽しいものになる工夫をしている。</p> <p>また個人差への配慮として、食べる前に減らしてほしいメニューを職員に知らせる等、子ども自身が量の調整を行えるように配慮し、お代わりが自由に行えるよう余分に作っているとのことである。年長児は当番活動の一環として、エプロンと三角巾を着用し、配膳の手伝いを行うとともに、お代わりの際には自分で盛り付けることができる。給食後、3歳以上児は片付けを自ら行うようにしている。またクリスマス会では、乳児・幼児に分け会食を行い、幼児に関してはバイキング形式によって自分でよそって食べる機会としている。卒園に向けて3歳以上児が一同に会し、会食する他、3歳未満児の部屋に年長児が出向いて一緒に食事をとる機会も設ける等、さまざまな取り組みを行っている。またピクニック感覚を楽しむ機会として、ウッドデッキや園庭にておやつを食べたり、音楽をかけて楽しい雰囲気を作る等の工夫も行っているとのことである。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
<p>・21年度より園内に食育委員を作り、年間食育計画を立て、小松菜、枝豆、ゴーヤなどの野菜栽培やお米作りの継続を実施している。今まで以上に子どもたちへの食育の取り組みや高齢者施設との交流、地域との交流の機会となるよう努力している。</p>

I 発達援助の基本		
I-4 保育サービス(オプション)		
<p>I-4-1(1) 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(22)</p> <p>【判断基準】</p> <p>ア 授乳は、子どもが欲しがる時に、抱いて目をあわせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませている。</p> <p>イ 離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人一人の子どもの状況に配慮して行っている。</p> <p>ウ おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップをとりながら行っている。</p> <p>エ 一人一人の生活リズムに合わせて睡眠をとることができるように、静かな空間が確保されている。</p> <p>オ 外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている。</p> <p>カ 喃語には、ゆったりとやさしく応えている。</p> <p>キ 顔を見合ってあやしたり、乳児とのやりとりや触れ合い遊びを行っている。</p> <p>ク たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。</p> <p>ケ 寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせている。</p> <p>コ 特定の保育者との継続的な関わりが保てるよう配慮している。</p> <p>【総合判断基準】</p> <p>a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。 c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p>	評価	a
<p>I-4-1(2) 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(24)</p> <p>【判断基準】</p> <p>ア 障害のない子どもの、障害児への関わりに対して配慮している。</p> <p>イ 園舎はバリアフリーの配慮がみられる。</p> <p>ウ 障害児の特性に合わせた園での生活の仕方の計画が立てられている。</p> <p>エ 障害児保育について保育所全体で定期的に話し合う機会を設けている。</p> <p>オ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。</p> <p>カ 医療機関や専門機関から相談や助言を必要に応じて受けられる。</p> <p>キ 保護者に、障害児に関する適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。</p> <p>【総合判断基準】</p> <p>a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。 c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p> <p>(評価実施時点において当該施設に障害児がいない、もしくは入所の見込みがない場合は評価を行わず、その旨付記する)</p>	評価	a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>乳児保育の担当保育士が決められており、クラス会議で話し合い、個別配慮を織り込んだ月次の指導計画(基本的生活習慣、活動、歌や手遊び、季節によって流行する疾病などに対する具体的な配慮、散歩や戸外遊びなど)を策定し、個々の発達状況、体調、気候に合わせて適宜調節しながら保育を行っている。保育室には日々の個別の生活状況(睡眠、ミルク、食事、排泄、検温等)を記したボードがあり、子ども一人ひとりの状況がわかるようになっている。ただし、個人情報・プライバシー保護の観点からは、戸外活動等で保育室が無人となる時間帯の連絡帳の取り扱いなどとあわせ、運用ルールの検討も期待したい。環境への配慮として、「寝る」「遊ぶ」「食べる」の場所を使い分ける工夫が行われ、家具やパーティションなどで室内を区分して使用している。また床暖房や加湿器の設置など、快適で健康な生活スペースとしての設備面の配慮も見られる。</p> <p>離乳食については、個別に園と保護者が連絡帳で進捗状況を相互に確認・理解しながら段階を進めている。保育室には離乳食の進捗状況を記したボードがあり、個別の状況が分かるようになっている。離乳食の内容については、職員によって食事ごとに検食が行われ、その結果(堅さ・味付け・分量・刻み・色彩・感想・意見等)を検食簿に記録するとともに、栄養士に報告し、次回の離乳食に反映するシステムがある。また新規メニュー導入の際にはあらかじめ家庭で試し、その結果に基づいて園での採否を決めている。午睡時は必ず保育士が見守り、SIDS対策として個別に呼吸チェックを行い、「午睡チェック表」(0~2歳児は10分ごと)に記録をしている。寝返りのできない乳児への配慮もされている。</p> <p>育成児の保育は、保護者と緊密な情報交換(口頭・連絡帳等)をしながら、同一法人の臨床心理士と連携を取り、クラス会議や職員会議で話し合い、個別配慮をした計画に基づき進めている。また育成児の担任は市内公私立保育園合同の研究会「育成保育担当者会議」に参加して事例研究・保育現場見学・識者講演受講等を行い、報告書を作成するとともに職員会議で報告し、園としての共有化を図っている。また市こども福祉課が実施する年2回の巡回相談では、育成児の保護者の了承を得て臨床発達心理士に諮り、その指導や助言を個別指導計画に反映させている。巡回相談の折には、保護者にお便りで広く告知して相談希望者を募り、専門家による指導助言が受けられる機会としている。園舎はフロア単位での車椅子の使用が可能である。</p>

評価結果をふまえた園のコメント

I 発達援助の基本			
I-5 一人一人の子どもへの理解・配慮			
I-5-(1) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。(3)			
<p>【判断基準】</p> <p>a) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。</p> <p>b) 子どもの発達状況に配慮しているが、一人一人に配慮した指導計画となっていない。</p> <p>c) 子どもの発達状況の把握に努めているが、それに配慮した指導計画となっていない。</p> <p>d) 子どもの発達状況の把握に努めていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #90EE90;">評価</td> <td style="background-color: #90EE90; font-size: 2em;">b</td> </tr> </table>	評価	b
評価	b		
I-5-(2) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。(4)			
<p>【判断基準】</p> <p>a) 一人一人の子どもの記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。</p> <p>b) -</p> <p>c) 一人一人の子どもの記録があるが、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されていない。</p> <p>d) 一人一人の子どもの記録がない。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #90EE90;">評価</td> <td style="background-color: #90EE90; font-size: 2em;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
I-5-(3) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。(5)			
<p>【判断基準】</p> <p>a) ケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。</p> <p>b) ケース会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。</p> <p>c) -</p> <p>d) ケース会議を開催していない。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #90EE90;">評価</td> <td style="background-color: #90EE90; font-size: 2em;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>入園前の面接にて個々の子どもの状況を把握し、個々の対応の仕方に関して職員間で話し合いをもち、個々の対応へ配慮している。また0歳児には年間指導計画を作成、月間指導計画には個別配慮として各自計画を立て、保育日誌にて日々の様子を記録している。ただ、1歳以上児に関しては年間指導計画を作成、月間指導計画では個別配慮が必要な子のみ計画し、日々の気になる点がある場合には保育日誌にて記録している。また1歳児からは期ごとの年間指導計画になっており、発達の個人差が著しい時期の子どもへのかかわりや援助に向け、計画のあり方にはさらなる配慮も期待される。日々の子どもの状況に関しては、朝礼にて報告し共有化を図っている。また各クラスの状況に関しては、クラスごとに話し合いをもって対応しているとのことである。また職員会議にて配慮を要する子について報告をしている。ただ、その会議録には内容の記述にばらつきが見られた。今後は職員間でより確実な共有を図る上でも、記録の取り方を再度検討されたい。</p> <p>一人ひとりの子どもの発達状況については、「成長の記録」に、0歳児は2ヶ月ごとに食事・生活・運動機能・情緒・言語・遊び等を、1歳児以上は3ヶ月ごとに基本的な生活習慣(食事・排泄・着脱・清潔等)、運動機能、人との関わり(言語・遊び等)を、担任が個人別にそれぞれの項目ごとに記録し、クラス会議での話し合いを経て職員間の共有を図り、月間指導計画に個別配慮として反映している。記録・文書は関わる職員全員が閲覧でき、事務室の施設できる書庫に保管している。現在の様式は個別配慮を記入するスペースが狭く、情報量が制約されるため、さらなる質的向上を目的に、成長の記録・個別配慮・月間指導計画の関連を見直し、様式改訂を検討している。何らかの理由で特別に配慮を必要とする子ども(育成児を除く)への対応については、必要に応じてクラスを中心にケア会議を開き、個別に配慮した計画を策定して行い、内容は記録して職員会議で周知を図っている。またケースによっては同一法人の発達心理士と連携を図り、個別指導計画に反映させている。現在、今後の取り組みについて改善策を検討中である。</p>
評価結果をふまえた園のコメント
<p>・年間指導計画、月間指導計画を基に一人一人に配慮した計画になるよう、全園児を対象に個別計画表を作成し、実施している。また、乳児会議、幼児会議、クラス会議も記録するノートを作成し、確実な共有が図れるよう努力している。</p>

評価結果報告書	施設名称 下新倉みどり保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	--

I 発達援助の基本

I-5 一人一人の子どもへの理解・配慮

I-5-(4) 子ども一人一人への理解を深め、受容しようと努めている。(14)

<p>【判断基準】 ア 子どもに分かりやすい温かな言葉づかいで、おだやかに話している。 イ 「早くしなさい」とせかさす言葉や「だめ」「いけません」など制止する言葉を不必要に用いないようにしている。 ウ 子どもの質問に対して、可能な限りその場で対応するよう努めている。 エ 「できない」「やって」などと言ってくる子どもに対して、その都度気持ちを受け止めて対応している。 オ 「いや」などと駄々をこねたり、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。 カ 登園時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。</p>	a
<p>【総合判断基準】 a.子どもをよく受容しようと努めている。b.概ね子どもを受容しようと努めている。c.子どもを受容しようとする努力が不十分である。d.子どもを受容しようと努めていない。</p>	

I-5-(5) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人一人の子ども状況に応じて対応している。(15)

<p>【判断基準】 ア 可能な限り、トイレに行くことをせかしたり、強制したりせずに、一人一人のリズムに合わせるようにしている。 イ おもらしをしたときに、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。 ウ 可能な限り、衣服の脱ぎ着に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやろうとする子どもの気持ちを大切にしている。 エ 子どもが自分で着脱しやすいように、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫がみられる。 オ 休息時には、子守歌を歌ったり、背中を軽くたたくなど、安心して心地よい眠りにつけるように配慮している。 カ 休息時間以外でも、一人一人の状況に応じて、眠らせたり、身体を休ませるようにさせたりしている。 キ 休息時間に、眠くない子どもへの配慮をしている。</p>	a
<p>【総合判断基準】 a.一人一人の子ども状況に応じてよく対応している。 b.一人一人の子ども状況に応じ、概ねよく対応している。 c.一人一人の子ども状況に応じた対応が不十分である。 d.一人一人の子ども状況に応じた対応をしていない。</p>	

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

入園前の面接にて個々の子ども状況に関して把握し、個別対応が必要な園児に関しては、対応の仕方を職員会議等で話し合いを行い、職員間で共通理解を図って実践しているとのことである。個人面談実施後には各クラスより報告を行い、職員間で共通理解を図っている。ただし、職員会議では報告の状況を記載している場合と記載がない場合があるため、今後は会議録の取り方に関しては改善が望まれる。また0歳児は個別に月間指導計画を作成して発達援助を行うとともに、1歳以上児に関しては個別配慮が必要な子について月間指導計画に作成し援助している。ただ、発達差が大きい乳児クラスにおいては、前掲のとおり発達の見通しをもった年間指導計画の作成並びにそれに則った保育実践が望まれる。「成長の記録」では、乳児は0歳児は2ヶ月に1回、1歳以上児は3ヶ月に1回、発達の状況を記録している。アレルギー児に関しては入園説明会時に看護師が把握し、個々に対応を行っている。

トイレに関しては、活動の合間に子ども達に促すとともに、自由にトイレに行くことができるようにしている。午睡時にはカーテンを引き、暗くして安眠に配慮している。午睡に関しては全園児を休めるということから横になることを促し、眠れない子には布団の中で過ごさせ、職員を近くに配置して様子を見ながら個々に応じて援助している。また5歳児に関しては、就学前の取り組みとして2月より週2回午睡をしない日を設けている。着替えに関しては、自分の棚には個人マークを印として、自ら着替えができるように配慮している。着替えは汚れたり汗をかいたりしたときに、適時行うようにしている。

評価結果をふまえた園のコメント

--

II 運営管理		
II-1 子どもの健康・安全管理		
II-1-1(1) 登園時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。(6)	評価	a
【判断基準】 a) 健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。 b) 健康管理は、マニュアルなどはないが、各児童の健康状況に応じて実施している。 c) - d) 健康管理は、子ども一人一人の健康状態に応じて実施していない。		
II-1-1(2) 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。(7)	評価	a
【判断基準】 a) 健診結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。 b) - c) 健診結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。 d) 健診結果について、保護者や職員に伝達していない。		
II-1-1(3) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。(8)	評価	a
【判断基準】 a) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。 b) - c) 感染症への対応については、発生の状況を必要に応じて保護者に対して連絡しているが、マニュアルなどはない。 d) 感染症への対応については、発生の状況を保護者に連絡していない。		
II-1-1(4) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。(9)	評価	a
【判断基準】 a) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。 b) - c) - d) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもに対する特別な取り組みを行っていない。		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
「保育室衛生管理マニュアル」が整備されており、日々の健康状態の確認は、保育士による登園時の視診、保護者からの口頭連絡、連絡帳により行い、必要に応じて「早遅連絡ノート」に記録して毎朝の朝礼で職員に周知し、熱や気になる症状があった場合はその後の経過を個別に保健日誌に記録している。ケガの時も同様の対応を取っている。現在、看護師は不在であるが、緊急時には隣接する高齢者施設(同一法人)の常勤看護師が対応する。体調変化等の際は、必要に応じて担任から保護者に連絡を取っている。薬については1回分を保護者から「投薬依頼書・薬・薬剤情報提供書」とセットで預かり、保育士が時間に合わせて対応している。
入園時に保護者から提供を受けた出生時や発達の状況・体質、あるいは面談で得た健康に関する情報を「健康の記録」に記録し、入園後の健康状態の記録とあわせて、個別の健康管理を一貫して行っている。健康上の配慮が必要な子どもの情報(アレルギー等)は、個別の状況・対応内容ごとに、クラス会議・職員会議を通じて全職員に周知し、日常の保育に反映対応している。内科健診を0・1歳児は年2回、2歳児以上は年1回、また全年齢児を対象に歯科検診を年1回、ぎょう虫検査を年2回、身体測定を毎月(0歳児は月2回)実施し、その結果を「健康の記録」に記録して、そのつど保護者に情報提供し、確認印を得ている。予防接種、疾患等については保護者から連絡帳を通じて情報提供を受け、「健康の記録」に記録している。
感染症対策は「保育室衛生管理マニュアル」と「感染症対応マニュアル」に、日常的な感染予防のための衛生管理方法、感染症に関する出席停止基準、罹患時の手続基準(病名確認書、治癒証明書)、疑われる場合や発生時の対応方法等を定め、実施している。発生時には全職員に周知を図るとともに、保護者には玄関の掲示物、送迎時の口頭連絡等で伝えている。アレルギー対応は医師の指示書に基づき実施しており、食物アレルギーには個別に「給食個別対応申請書」「除去食希望申請書」等によって対応内容を把握し、除去食を提供している。原因の変化、改善等があった場合も医師の指示書に基づき、所定の申請文書の内容に従い対応している。また配膳時には通常食とトレイを別にし、除去内容を記載した献立表を個別にトレイに載せるとともに、必ず提供する前に周囲の職員に確認を行い、園児のそばには必ず職員が付き添い、誤食がないように配慮している。

評価結果をふまえた園のコメント

II 運営管理			
II-1 子どもの健康・安全管理			
II-1-(5) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。(50) 【判断基準】 a) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。 b) - c) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルはあるが、全職員に周知されていない。 d) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがない。	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">評価</td> <td style="width: 50%; text-align: center; font-size: 24px;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
II-1-(6) 事故防止のための具体的な取り組みを行っている。(51) 【判断基準】 a) 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。 b) 事故防止のためのチェックリスト等はないが、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。 c) - d) 事故防止に向けた具体的な取り組みを行っていない。	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">評価</td> <td style="width: 50%; text-align: center; font-size: 24px;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">評価</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	評価	
評価			
	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">評価</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	評価	
評価			

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
施設の実態や地域性を考慮した「災害対応マニュアル」を整備しており、災害時の役割分担、消火器・火災報知機の配置・操作、避難経路等について定め、避難訓練を、年間避難訓練計画に基づき、毎月訓練目標(火災・地震・台風・不審者)を変え、業務委託先の厨房従事者も含む全職員が参加して実施している。消防署・警察署による指導、保護者による引取り訓練も年1回織り込んでいる。毎回の訓練の後には全職員で反省会議を行い、マニュアルや訓練を見直し、課題や対策の共有化を図るとともに、記録し、次回の訓練に反映させている。事故については、氏名・発生日時・場所・内容等を「事故報告書」に記録するとともに、職員会議に報告して共有化を図り、再発防止に取り組んでいる。
「安全チェック表」を整備しており、毎朝、早番職員が駐車場・駐輪場、園庭・遊具周り、玄関周辺、園舎内(保育室・廊下・階段・水周り等)等の項目に従って点検をしている。また「保育所、子どもセンター事故軽減のためのチェックリスト」に基づき、その年齢のポイントに留意してクラスごとに担当が点検を行っている。いずれの場合も、対応が必要になった時には職員会議に報告し、周知を図り、記録して対策を講じている。散歩時には、事前に事務室のホワイトボードに行先・人数・職員名・出発時間・携帯電話番号等を記入することにしており、行動状況を明確にするとともに、緊急時の連絡先を確保している。なお平成20年度は、市が開催した「危機管理」に関する研修に全職員が参加している。
不審者の侵入対策として門扉は電子錠によって施錠しており、外来者への対応は、インターフォンによる音声確認に加え、事務室に設置された大型カラーテレビモニターによって視認し、対応している。常時、監視カメラで門扉のある箇所の全景を捉えているため、門扉付近の様子がわかりやすく、モニター画面が大きいことで外来者の詳細な様子もよくわかる仕組みになっている。

評価結果をふまえた園のコメント

II 運営管理	
II-1 子どもの健康・安全管理	
II-1-(7) 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。(28)	評価 b
【判断基準】 a) 虐待などの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。 b) - c) 虐待などの早期発見に努めているが、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっていない。 d) 虐待などの早期発見に努めていない。	
II-1-(8) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。(29)	評価 a
【判断基準】 a) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所など関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。 b) - c) - d) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所など関係機関に照会、通告を行う体制が整っていない。	

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
行政から配付される虐待関連の資料はそのつど回覧しているとのことだが、発見後の園内の報告や対応の流れ、園の保育の流れに即した発見の機会や職員の気づきのための留意点など、組織としての一定の目安や対応マニュアルは、現状においては作成されていない。疑いが発見された際には速やかに園長に報告し、対応を検討することとされているとのことである。
虐待の疑いが発見された場合、発見者から園長に報告され、基本的に園長が関係者にヒアリングを行うこととしており、実際にそれに従った事例も見られる。現状では該当する園児は在籍していないが、今後はマニュアル等の整備も視野に入れ、よりの確な対応と組織内の認識共有を図ることも期待が持たれる。年2回設けられている市の巡回相談とは別に、法人で臨床心理士に依頼をしており、週1回来園して職員からの相談を受けたり、保護者からの質問に答えたりしている。また市内の各保育園の保育士や保護者を対象とした講演で講師を務めるなどしており、単に園の一機能としてではなく、積極的に専門性を発揮し、還元しようとしている。

評価結果をふまえた園のコメント
・虐待対応マニュアルを作成し、早期発見に努めるとともに、それに伴う体制作りを作成中である。

II 運営管理		
II-2 情報提供・保護者とのコミュニケーション		
II-2-1(1) 情報提供に当たって、わかりやすく伝える工夫や配慮を行っている。(48) 【判断基準】 ア 園だより、クラスだより等を配布している。 イ 園の掲示等による保護者への情報提供について、わかりやすく伝える工夫がみられる。 ウ パンフレットや要覧等を園児の保護者以外にも配布している。 エ 園外向けの掲示板やポスター等で、園の様子や行事などについて、地域の人に見てもらえるようにしている。 オ ホームページや情報誌など誰もが容易に入手できる形態の広報媒体がある。 カ 園の運営状況等についての情報を求めに応じて公開できるようにしている。 キ 提供された情報は、園の理念・方針や運営状況、サービス内容やその提供状況を適正に伝えるものとなっている。 【総合判断基準】a.情報提供をよく行っている。 b.情報提供を概ねよく行っている。 c.情報提供をあまりよく行っていない。 d.情報提供を行っていない。	評価	a
II-2-2(2) 一人一人の保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。(25) 【判断基準】 a) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行ったりしている。 b) - c) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っているが、相談や個別面談には応じていない。 d) 一人一人の保護者と、子どもについて情報交換を行っていない。	評価	a
II-2-3(3) 日々の給食の献立を保護者に示すとともに、必要に応じて、子どもの喫食状況を保護者に知らせている。(10) 【判断基準】 a) 日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じ、子どもの喫食状況を知らせている。 b) - c) 日々の献立を保護者に示しているが、喫食状況は知らせていない。 d) 日々の献立を保護者に示していない。	評価	a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
園便りを毎月発行し、保護者に園のトピックを伝えている他、クラス便りは発行していないが、行事などの際にクラスごとの報告を載せて「うんどうかいだより」などとして配付している。また保健衛生など、園からのお知らせ書面を随時配付または掲示している。園入口の掲示スペースには地域の防犯やイベント等の情報、感染症の発生状況などを掲示する他、毎日の各クラスの様子を写真入りでホワイトボードに記入し、伝えており、各クラスの掲示スペースには園便り、献立などを掲示している。 市こども福祉課にパンフレットが常備されており、園外の掲示板はないが、行事や訓練などの際には園の外周フェンスに掲示を行うなどしている。その他、法人ホームページ、和光市ホームページに園の情報を掲載するとともに、決算書等の園の情報は要望があれば開示可能な状態にあるとのことである。
連絡帳は全年齢で使用しており、0歳用、1・2歳用についてはそれぞれ園指定の様式への記入によって毎日の保護者とのやり取りを行い、3～5歳は自由罫ノートに、必要に応じて記入がなされる。個人面談は事前に各クラスで希望の日程を募り、個々に調整した上で10月に各保護者に対して行っている。他に保護者や園の要望で個別に相談や面談を行うこともあるとのことである。
日々の喫食状況に関しては、職員が休憩室に設置している「喫食状況表」にクラスの状況を記載し、厨房が確認を取り、次回の献立に反映する仕組みとしている。また保護者への周知に関しては、玄関にサンプルケースを設置し、毎日の昼食とおやつを展示している。離乳食に関しては段階に応じて全て展示している。毎日の喫食状況は、3歳未満児は連絡帳に毎日記載、3歳以上児に関しては、いつもと違う状況が見受けられた際に連絡帳もしくは送迎時の口頭伝達にて、それぞれ保護者に伝えるようにしている。

評価結果をふまえた園のコメント

評価結果報告書	施設名称 下新倉みどり保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	--

II 運営管理	
II-2 情報提供・保護者とのコミュニケーション	
II-2-(4) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録され、関係職員に周知されている。(26)	
【判断基準】 a) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録され、関係職員に共有されている。 b) - c) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されているが、関係職員に共有されていない。 d) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されていない。	評価 a
II-2-(5) 保育の実施に当たり、保護者から意見を聞くための取り組みを行い、その意向に配慮している。(49)	
【判断基準】 a) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、保護者の意見を聞くための取り組みを行うとともに、その意向に配慮している。 b) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、保護者の意見を聞くための取り組みを行っている。 c) - d) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外には、保護者の意見を聞くための取り組みを行っていない。	評価 a
II-2-(6) 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。(27)	
【判断基準】 a) 懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。 b) - c) 懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者と共通理解を得るための機会を設けていない。 d) 懇談会などの話し合いの場を設けていない。	評価 a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>前日からの申し送りと早朝時間帯に保護者から伝えられた連絡事項は「連絡ノート」に記録され、朝礼で報告されるとともに、各クラス用のノートに転記され、共有が図られる。日中に電話等で連絡を受けたことについても、口頭での伝達に加えて同ノートに追記され、遅い時間帯に出勤する職員は事務室と各クラスでそれぞれの同ノートを確認することとしている。その他の情報共有機会として職員会議を月1~2回行い、別に給食会議及び食育会議をそれぞれ月1回行っている。個人面談の内容は所定の記録用紙に記入され、全体への周知事項に関しては直後の職員会議で報告されている。面談記録は事務室で管理して職員が必要な時に閲覧できるようにしている。</p>
<p>各クラスの懇談会を年度の初めと終わりに年2回行っており、各クラスの様子やクラスの年間目標、年齢ごとの発達の特徴などを伝えている他、保護者との意見交換や質疑応答を行い、共通理解形成の機会としている。またおたのしみ会や運動会など園の主要行事の終了後には保護者からアンケートで感想を募り、改善につなげている。園保護者会役員、民生児童委員、市担当課と本園からなる運営委員会では、年2回の会議の中で保護者の意見や要望を把握している。苦情解決制度は設置されているが、制度の存在や第三者委員の氏名・連絡先については、掲示や「入園のしおり」への掲載と説明といった周知のための手段を講じていない。過去には掲示していたが、掲示スペースの都合から撤去し、そのままとなっているとのこと、早急の改善が望まれる。</p>
<p>保育参観を11月、保育参加を10・11月に実施し、保育参加は保育士とともに保育を体験する機会としている。他に夏祭り、親子イモ掘り遠足、レクリエーション(ミニ運動会)など保護者参加の行事を設定し、保護者とのコミュニケーションの機会としても活用しており、大きな行事ではアンケートを行って感想や要望を把握している。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
Empty space for comments

評価結果報告書	施設名称 下新倉みどり保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	--

II 運営管理	
II-3 人材育成	
<p>II-3-(1) 職員の研修ニーズを把握し、職員に適切な研修機会を確保している。(46)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要があるかを把握し、適切な研修機会の確保を行っている。</p> <p>b) 職員の研修機会は確保しているが、職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要があるかを把握していない。</p> <p>c) -</p> <p>d) 職員の研修機会を確保していない。</p>	<p>評価</p> <p>b</p>
II-4 守秘義務	
<p>II-4-(1) 守秘義務の遵守を周知している。(47)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持に関する規程が定められ、遵守すべき事項を周知の上、実施されている。</p> <p>b) 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持に関する規程は定められていないが、遵守すべき事項が周知され、実施されている。</p> <p>c) 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、遵守すべき事項が周知されているが、実施されていない。</p> <p>d) 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、職員に周知していない。</p>	<p>評価</p> <p>a</p>
Empty cells for continuation of the table structure	

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>年2回の「自己評価表」を用いた各職員の自己評価の中で面接を行い、個々の要望の他、啓発目標や研修受講希望なども場合によっては把握されることがあるが、それを意識して実施しているわけではないとのことである。基本的には研修ごとに内容の専門性から派遣する職員を決めることとしており、職員個別の目標管理や育成計画の策定などは行っていない。今後は個々の職員の専門性や経験等をふまえた、より効果的な育成のための仕組みづくりを期待したい。園内研修を実施しており、離乳食、食育、新保育所保育指針など、年間4~5回行っている。また別に行政や関連団体等の研修に各職員を参加させており、新保育所保育指針や危機管理、虐待対応などの研修を職員が受講している。研修参加後は報告書が提出され、職員会議を活用した報告や職員間の回覧によって成果の共有を図っており、回覧については閲覧チェックも実施している。</p>
<p>「成長の記録」等個人情報に関わる書類の持ち出しは禁止とし、事務室にて施錠できる棚に保管している。職員には「保育マニュアル」にて「守秘義務」の項目に「保育園では様々な個人情報が把握できるので、職員は日ごろから守秘義務について認識を高め、十分に自覚する」「職員(非常勤・アルバイト含む)は、園で知り得た情報については、児童福祉施設に従事するものとしての守秘義務が課せられる」と記載されており、また入職時には「個人情報に関する誓約書」への署名押印を課している。ボランティアに関しては「保育ボランティアの方へお願い」の資料を配付、「プライバシー保護のため、個人的な情報は口外しないでください」と記載している。また実習生には「保育実習上の留意点」として「プライバシー保護から、全ての記録に個人名は書かない」旨を記載し、説明を行っている。今後は、実習生並びにボランティアに関しても誓約書等の整備を行うことも検討の余地はあろう。</p> <p>入園前の説明会や保護者懇談会にて連絡帳の取り扱いに関して口頭にて説明を行っているとのことであるが、連絡帳や「生活チェック表」など、保育現場で日常的に管理・活用する一部の書類に関しては、個人情報やプライバシーを含む情報が職員以外の入室者にも確認可能な状態となっている状況も一部には見られており、今後は個人情報の取り扱いを含め、運用のルールや保護者との意思確認に関して、園としての仕組みの精査を期待したい。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
<p>・21年度より自己評価表の中で個々の目標を確認し、職員育成の効果が得られるように研修を実施していく予定である。</p>

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応／ 地域住民・関係機関との連携		
Ⅲ-1 多様な子育てニーズへの対応		
<p>Ⅲ-1-(1) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映している。(30)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 多様な子育てニーズの把握と、それに対応した計画策定と実施、関連機関との連携、職員の資質向上のための教育が適切に行われている。</p> <p>b) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映させている。</p> <p>c) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みは行っているが、それを事業に反映させていない。</p> <p>d) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行っていない。</p> <p>(取り組みの結果把握したニーズが現行のサービスの範囲内にとどまっている場合は、挙証材料による事実確認ができればaとしてよい)</p>	評価	C
<p>Ⅲ-1-(2) 育児相談など地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。(31)</p> <p>【判断基準】</p> <p>ア 電話やファクスなどによる子育て相談を行っている。</p> <p>イ 来園による子育て相談を行っている。</p> <p>ウ 育児情報の提供を行っている。</p> <p>エ 地域の子育て家庭の親子が定期的集まる機会を設けている。</p> <p>オ 地域の子育て家庭の親子と園に通っている親子が交流する機会を設けている。</p> <p>カ 地域の母子保健活動と連携した取り組みを行っている。</p> <p>【総合判断基準】</p> <p>a.よい取り組みが行われている。 b.概ね取り組みが行われている。 c.取り組みが不十分である。 d.取り組みが行われていない。</p> <p>(地域性により、上記取り組みの実事例に乏しい場合は、取り組みのための体制が整っていることの実事確認ができれば、実施されていると判断してよい。また、上記取り組みのうち実施の必要がない、もしくは困難であると判断できるものは、基準から除外し、不適合にカウントしない)</p>	評価	b
<p>Ⅲ-1-(3) 一時保育は、一人一人の子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。(32)</p> <p>【判断基準】</p> <p>ア 一時保育のための保育室などの確保に配慮している。</p> <p>イ 一時保育のための担当者が決められている。</p> <p>ウ 一人一人の子どもの日々の状態を把握している。</p> <p>エ 保護者とのコミュニケーションを十分にとっている。</p> <p>オ 一時保育の子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮している。</p> <p>【総合判断基準】</p> <p>a.一時保育の内容や方法によく配慮している。</p> <p>b.一時保育の内容や方法に概ね配慮している。</p> <p>c.一時保育の内容や方法に対する配慮が不十分である。</p> <p>d.一時保育の内容や方法に配慮していない。</p> <p>※ 一時保育を実施していない施設は本項目の評価を行わず、その旨付記する。</p>	評価	—

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>「子育て相談」のパンフレットを市内の保育園、児童センター、市こども福祉課、ファミリーサポートセンターなどに常時置いて参加を呼びかけており、参加者から個別に保育園へのニーズなどが伝えられることもあるとの説明があった。ただし、それらの聞き取りは事業への反映を意識して行われているわけではなく、また予算や園の方針の関係で必ずしも対応できない場合もあるとのことである。</p> <p>「子育て相談」として、法人が委託している臨床心理士が毎週来園しており、保護者の子育てや家庭に関する悩み、子どもの発達に関することなどについて保護者の相談を受けている。ただし、地域子育て支援としての相談事業は子育て支援センターや市の家庭児童相談員、保健師など各専門機関が主に受け付けているとの認識から、本園としては積極的には行っていない状況である。地域の子育て家庭と在園児との交流の機会としては園の夏祭りがあり、20年度は約60人が参加している。</p> <p>本園は一時保育を実施していないため、評価対象から除外する。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
<ul style="list-style-type: none"> ・21年度も引き続き臨床心理士の相談窓口を継続することと、地域でのニーズを把握するため、園庭等を利用して催し物の検討をしている。 ・子育て支援のための取り組みとして、地域の親子が一緒に関われる催し物も合わせて検討中である。 ・21年度中には、親子の絵本読み聞かせ研修会を実施する予定である。

評価結果報告書	施設名称 下新倉みどり保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	--

III 多様な子育てニーズへの対応 / 地域住民・関係機関との連携	
III-2 地域住民や関係機関・団体との連携	
III-2-(1) 保育所の役割を果たすために必要な地域の関係機関などの情報を収集し、それを職員が共有している。(33)	
【判断基準】 a) 地域の関係機関についての情報を収集し、それを職員が共有している。 b) - c) 地域の関係機関についての情報を収集しているが、それを職員が共有していない。 d) 地域の関係機関についての情報を収集していない。	
	評価 a
III-2-(2) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。(34)	
【判断基準】 a) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。 b) - c) - d) 医療機関などに相談や連携ができる体制になっていない。	
	評価 a
III-2-(3) 育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。(35)	
【判断基準】 a) 育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。 b) - c) - d) 児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっていない。	
	評価 a

<p align="center">評価の根拠(この領域に関する施設の状況)</p>
<p>行政や警察・消防、医療機関など、日常の運営において園と関わりのある各機関が連絡先とともに一覧化され、園長のデスクに常置されており、職員は必要な時に参照できる。別に児童相談所などのパンフレットも置かれている。</p>
<p>現在、看護師は設置していない。嘱託医が設置され、必要な時には協力を仰げる体制となっていて、嘱託医については「入園のしおり」によって保護者にも通知されている。また保護者の要望により、嘱託医でなくそれぞれのかかりつけ医に対応を依頼することも可能としている。嘱託医は入園前健診や年2～3回(0歳のみ3回)の内科健診、年1回の歯科検診などで来園する他、必要に応じて園からの相談や保護者からの相談を受け付けたりしている。利用者調査において、看護師設置に関する要望が複数見られているが、運営上の諸事情もふまえ、現在検討中である。</p>
<p>市の巡回相談が年2回あり、児童相談員や臨床発達心理士が来園して発達支援などに関する指導や助言を行っており、個々のケースについて園とともに経過を見守ることができ体制となっている。相談記録についても整備されている。また別に「子育て相談」として、法人が委託している臨床心理士が毎週来園しており、保護者の子育てや家庭に関する悩み、子どもの発達に関することなどについて保護者の相談を受けている。</p>

<p align="center">評価結果をふまえた園のコメント</p>
<p> </p>

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応／ 地域住民・関係機関との連携			
Ⅲ-2 地域住民や関係機関・団体との連携			
<p>Ⅲ-2-(4) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がある。(36)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がある。</p> <p>b) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会、もしくは職員間の話し合い、研修などの連携の機会を設けている。</p> <p>c) -</p> <p>d) 小学校との間での小学生と園児の交流または職員間の連携について、機会を設けていない。</p> <p>(地域や自治体の事情等により、小学校との交流・連携が困難である場合は、評価を行わず、特記欄にその旨付記すること)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 432 1090 584">評価</td> <td data-bbox="1090 432 1182 584">b</td> </tr> </table>	評価	b
評価	b		
<p>Ⅲ-2-(5) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。(37)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。</p> <p>b) -</p> <p>c) -</p> <p>d) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 727 1090 879">評価</td> <td data-bbox="1090 727 1182 879">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>Ⅲ-2-(6) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。(38)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。</p> <p>b) -</p> <p>c) -</p> <p>d) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 1031 1090 1174">評価</td> <td data-bbox="1090 1031 1182 1174">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p> </p>			

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>保育園と小学校が主体となつての子ども同士の交流はないが、市社会福祉協議会の学童保育クラブとの交流があり、1~2週間に一度、子ども達が学童保育クラブのある児童センターに行き、園庭や体育館を使って遊ぶなどしている。職員間においては市内の保育園職員による勉強会「保育問題研究会」において、小学校教諭を招いての交流会を実施しており、就学にあつての相談や意見交換などを行っている。また保育園が小学校に対して就学園児の情報を引き継ぐための書式として全国で検討が進められている「児童保育要録」に関して、市内の保育園園長会で小学校との合同会議を行っている。その他、市の取り組みとして、小学校教諭が初任者研修の一環として保育園を訪れ、園の生活を知ってもらう仕組みがある。</p>
<p>民生児童委員は園の運営委員会の委員を務めるとともに、苦情解決第三者委員としても役割を担っており、必要に応じた協力が得られる仕組みとなっている。また幼稚園・保育園の他、地域の小中学校及び養護学校などが連携したネットワーク「和光市心の教育推進会議」に民生児童委員が加わっており、「あいさつ運動」「花いっぱい運動」など、連携した取り組みを行っている。</p>
<p>貯水槽の点検清掃時の近隣での断水などの他、運動会や夏まつりといった主要行事の際には、理解を求める書面を近隣にポスティングしたり掲示したりしている。</p>
<p> </p>
評価結果をふまえた園のコメント
<p>・市内保育園園長会議で園児の小学校見学や小学校教諭と保育園保育士との交流を要望している。こども福祉課より教育委員会へ申し出の予定。</p>
<p> </p>

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応／ 地域住民・関係機関との連携

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

Ⅲ-2 地域住民や関係機関・団体との連携	
Ⅲ-2-(7) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。(39)	
【判断基準】	
a) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。	
b) -	
c) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対する職員の理解が不十分である。	
d) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組みが行われていない。	
(地域の事情などから保育体験受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその旨付記すること)	
評価	b

「保育園ボランティアの方へお願い」「保育実習上の留意点」に子どもへの接し方やプライバシー保護など来園の際の心構え、持ち物などを記載し、これを用いてオリエンテーションを行う。ただし受け入れの意義・方針については口頭で説明しているとのことであるが、明文化はなされておらず、全職員での理解共有という点ではさらなる取り組みも検討の余地はあるかと思われる。

実習生受け入れに関してはマニュアルが整備され、意義・目的から実施上の留意点、持ち物・服装などがまとめられており、休憩室で常時閲覧可能としている。受け入れ時に保護者の理解を得たり、無用の不安を解消したりするための配慮として、実習生が来園する際には、園便りに掲載したり掲示板に掲示したりして保護者にも伝えるようになっている。また市のファミリーサポートセンター会員の実習先として本園を提供しており、これから子育て支援を行う保護者等も来園している。

Ⅲ-3 実習・ボランティア

Ⅲ-3-(1) 実習生を受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。(40)	
【判断基準】	
a) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。	
b) -	
c) 実習生を受け入れるに当たり、実習担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対する職員の理解が不十分である。	
d) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組みが行われていない。	
(地域の事情などから保育体験受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその旨付記すること)	
評価	a

Ⅲ-3-(2) ボランティアを受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。(41)	
【判断基準】	
a) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。	
b) -	
c) ボランティアを受け入れるに当たり、実習担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対する職員の理解が不十分である。	
d) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組みが行われていない。	
(園の方針や地域の事情などからボランティア受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその旨付記すること)	
評価	b

評価結果をふまえた園のコメント

・中高生の保育体験受け入れマニュアルを作成し、全職員で共通理解を持つよう周知する。又、心の推進会議等で中学校、高等学校へも働きかけていく。